（経済産業省令で定める送電事業者の禁止行為）

第四十四条の七　［略］

一・二　［略］

三　送電事業者（認可送電事業者にあっては当該認可送電事業者の振替供給の業務を行う部門。第四十四条の十三第一項第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者（認可送電事業者においては当該認可送電事業者の小売電気事業又は発電事業に係る業務を営む部門を含む。第四十四条の十三第一項第八号において同じ。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（体制の整備等）

第四十四条の十三　［略］

一　次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に供する室と区分するものであること。

イ　当該送電事業者（認可送電事業者に該当するものを除く。この項の下欄において同じ。）の業務	当該送電事業者の特定関係事業者の業務（当該送電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）
ロ　当該送電事業者（認可送電事業者に該当するものに限る。この項の下欄において同じ。）の振替供給の業務その他の送電事業の業務（非公開情報を取り扱わない業務を除く。）	当該送電事業者の特定関係事業者若しくは発電事業に係る業務（振替供給の業務又はその小売電気事業若しくは発電事業に係る業務を行う部門が実施する業務を除く。）

（経済産業省令で定める送電事業者の禁止行為）

第四十四条の七　［略］

一・二　［略］

三　送電事業者（認可送電事業者にあっては当該認可送電事業者の振替供給の業務を行う部門。第四十四条の十三第一項第一号及び第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者（認可送電事業者においては当該認可送電事業者の小売電気事業又は発電事業に係る業務を営む部門を含む。第四十四条の十三第一項第八号において同じ。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（体制の整備等）

第四十四条の十三　［略］

一　当該送電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者（認可送電事業者にあっては当該認可送電事業者の小売電気事業又は発電事業に係る業務を営む部門を含む。次号及び第十二号において同じ。）の業務（当該送電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）の用に供する室とを区分するものであること。

［新設］

二　振替供給の業務を行う部門（以下この条において「振替供給部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者（認可送電事業者にあっては当該認可送電事業者の小売電気事業又は発電事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。）を共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。	二　振替供給の業務を行う部門（以下この条において「振替供給部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者を共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。
イ～ハ　［略］	イ～ハ　［略］
三～十五　［略］	三～十五　［略］
2　［略］	2　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。